

長間村敷の移転について考える

～長間村創建の地をめぐる～

下 地 和 宏 (宮古島市史編さん委員長)

はじめに

「宮古八重山両島絵図帳」(1647年作成)から「雍正旧記」(1727年作成)にいたる間に廃村及び統合された村、あるいは新しく建てられた村が見られる。

行政主導で生れた新しい村は、いわゆる「人頭税」を負担する村の増加でもある。1686年川満村・佐和田村、1714年嘉手苧村・大浦村、1716年保良村・野原村、そして1725年の長間村などである。「雍正旧記」のころは、多良間3か村を含む30か村が存在していた。

長間村の創建については、「旧城の隣」あるいは「旧城の下」に組み立てたと記録されるだけで曖昧である。このことは伝説が先行し、すっきりしたものが見出されていない。その長間村創建の地を先学は大略次のように考察している。

稲村賢敷氏は「宮古島旧記の著者忠導氏おやけ屋の大主伝」(『宮古島旧記並史歌集解』52～67頁)で述べている。長間村新村立てに大きく係わったとされる友利の主の伝説をひもときながら、徹底したフィールド調査を基に長間村を考察している。長間村は伝説に伝えられる「山川地方から屋敷原への村敷の移転は友利の主によってなされたことであろう」(55頁)と。また、「友利の主が始めて長間村立をした所は屋敷原から西方で隅原、ウブタ田、山川附近であったということは伝説で言い伝えられている通りである」(57頁)とも述べている。すなわち、長間村は山川地方で創建されたと主張している。

砂川明芳氏は「長間村創立の地―出合い―」(『宮古島郷土史考』第7部・32～48頁)で長間村の考察を進めている。長間村が創立された位置は、保良村から8.092キロ、大浦村からだ11.648キロの場所にある、という「雍正旧記」の記録などを重視する。このことから、砂川氏は、長間村創立の地を大瀬原・屋敷原附近であろうと考察している。

長間村が何処の地で創建され、何処の地に村敷を移転したのかということは、長間村の移転の経緯をたどる上で極めて重要な課題である。本稿では、基になっている伝説の吟味も視野にいれながら、資料および先人の考察と重ね合わせ、長間村の村敷の移転について考えることにする。新資料が確認されたわけではないが、これまでの資料を再検証し、改めて見つめ直して見ることも必要だと感じているからである。

1、西銘間切の飛鳥爺

雍正 3 (1725) 年、琉球王府の御系図座より各間切島々に通達された文書が、「慶良間島渡嘉敷間切由来記」(『琉球史料叢書』第二巻)に以下のように記録されている。

覚

- 一 各間切中往古より有来候城主何某、何代相保、為何某滅されたる段、又者嶽々村中之旧式由来等、委細可被書出候事
- 一 旧式又者由来有之候井川、右同断
- 一 間切中の為勲功有之人、右同断
- 一 跡々より間切中に新敷出来又者奇妙成事共、右同断

[雍正三] 十月十五日

御系図座

渡嘉敷親雲上

この通達に基づき宮古から提出されたのが、雍正 5 (1727) 年に編集された、いわゆる「雍正旧記」(『平良市史』第 3 巻・41~57 頁)である。それによれば、蔵元からの村までの距離および村々間の距離、各村の城跡およびその由来、嶽(御嶽)、井川などが記録されている。いわば地誌的な性格をもつ報告書である。その中に長間村が見える。長間村は「雍正旧記」の 2 年前に新設されたばかりの真新しい村である。このことについては後述する。とりあえず長間村の情報を「雍正旧記」から見ることにする(同前 47~48 頁)。

長間村は御蔵元より卯辰(東南東)の方向 2 里 10 町 41 間(9.029 キロ)の距離にある。保良村からだると 2 里 2 町 6 間(8.092 キロ)の距離である。

- 一 番所は未申の間(南西)に向かい、村の真中に在る。
- 一 山川但し洞川。堀年数は不明。
- 一 西銘飛鳥城

長さ 1 町 30 間(163.8 メートル)、横 46 間(83.7 メートル)。門は未申の間(南西)に向かう。(由来は後述)

大浦村の項では、長間村よりの宿次は 2 里 34 町 40 間(11.648 キロ)とある(48 頁)。但し『史歌集解』の口語訳は 2 里 14 町 40 間(9.464 キロ)とする(128 頁)。20 町(2.184 キロ)の違いが見られる。

長間村には、番所、洞泉山川、西銘飛鳥城などの施設が所在していることがわかる。また、長間村の番所は、保良村番所からだと 8.029 キロ、大浦村番所からだと 11,648 キロの距離にあることもわかる。

さて、西銘飛鳥城の由来の記述に目を向けてみよう。御系図座の通達に依拠するかたちで調査・記述されたものと見られる。「飛鳥」の伝説が始めて記述された文書でもある。西銘間切は、後の長間村の村建に係わる地域なので、その概略を見ることにする。

昔、西銘間切の主こぜさかりの子に童名真徳金という者がいた。若年のころより「勇力人に勝り別けて走りの達者」なので人々は「飛鳥」と呼んだ。父の死後、その跡を継ぎ、西銘、おわて、片手、いこむ、きやけ5か村の主となった。西銘間切の西方にある伊佐良村の思千代按司は飛鳥の勢力に恐れ、志らか場〔白川場〕の宇慶めぞ礼殿〔起目翦殿〕を備った。宇慶めぞ礼殿は飛鳥を弓の競射に誘い込み、白川浜で飛鳥の両眼を射抜き絶命させた。

伊佐良村の下女ざらもいは、下女の身を赦されることを約束して、飛鳥の生死を確認するため、商人に変装して西銘〔村〕に向かい、葬礼の準備に忙しい様子を飛鳥〔城〕門外で確認し、飛鳥の死去を思千代按司に報告した。

飛鳥の死去により西銘間切は次第に追い散らされ村は絶えてしまった。その村跡は今野畑になってしまった。最寄りの人でなければ行き帰りのとき、急に病死する者が多くでた。もしかして飛鳥の亡魂のたたりかもしれないと、西銘飛鳥城へ香花を供え祭り上げるとおさまったので、人々はこのことを聞いて年々崇敬するようになった。この飛鳥の霊を弔う祭りは中古〔仲宗根豊見親の頃〕まではやっていた。

飛鳥の死後、西銘間切の村々は絶えて人々は離散してしまったが、村人はどこかで生き延び小集落を作り、飛鳥の伝説を語り伝えてきたのであろう。この西銘間切の地に後年、長間村が創建されることになる。因みに「雍正旧記」では飛鳥城も西銘村の範囲内として記述している。

ところで、飛鳥（飛鳥爺）の出自については、友利の主が記した「宮古島の古事」を基に編纂したとされる明友文長良の「宮古島記事仕次」（1748年）は、「雍正旧記」とは異なる記述をしている（『平良市史』第3巻・67～68頁）。稲村賢敷氏は「記事仕次」が当を得ていると考察している。同感である。

以下、「記事仕次」が詳述している飛鳥爺の出自である。因みに「記事仕次」は“飛鳥”ではなく“飛鳥爺”と表記している。

兄保古利屋盛に保里城から追い出された弟居士佐加利は、城辺箕の隅村の主となり、男

子飛鳥爺を設けた。飛鳥爺は目俄月^{めがつき}のひとり娘^{おもふ}於母婦の婿として西銘城に入り、後西銘間切の主となった。いわゆる目俄月の婿西銘こぜさかりは義父にあたる。目俄月は嘉播親^{かほにや}（炭焼太郎）の次女、於母婦はその孫にあたる。すなわち、西銘城の目俄月一於母婦の母娘は婿を迎えたことになる。

2、長間の新村建て

(1) 「白川氏家譜正統」の記事

長間村建に関する唯一の記事が「白川氏家譜正統」に記録されている（『平良市史』第3巻・186頁）。12世平良首里大屋子恵治の雍正元（1723）年の条の附記に記された以下のような記事である。因みに恵治は、康熙52（1713）年平良頭に就いている。

「此時在番同僚相議奏允干長間村新建村一座名叫保良村設与人一人目差一人以管其村」

稲村賢敷氏は、この家譜の記録は曖昧な記録としながらも、「長間村新立村一座名呼保良村」と読み、「古代長間地方に聚落があつて、これも保良村と称したという意味であろうか」と解釈している（『史歌集解』55頁）。

島尻勝太郎氏は、「球陽尚敬^{ママ}10年に、保良邑に始めて与人を置く事が記され、同13年には長間邑を設建すとの記事があり、家譜ではこれを一緒にして意味不明な書き方をしており長間を保良邑とよんだのではない」と指摘している（『平良市史』第8巻・215頁）。

因みに、保良村は尚敬4（1716）年、野原村と共に村建てされた。当初の保良村は砂川与人が兼務していたが、遠距離の村のため管理が難しいこともあり、同11（1723）年になって与人・目差が配置されるようになった。

砂川明芳氏は、「名叫」を「～させる」と解釈して、次のように読み込んでいる。

「此の時、在番と同僚（他の2人の頭）と相談し、（王府に対し）次のことを願い出て認可された。長間村という村一座を新しく建てること。保良村に与人一人目差一人を配置して其の村（長間村）を管理させること。」（『郷土史考』第7部・33頁）

砂川氏の読みに大方同意するが、違うといえば「名叫」の解釈であろう。「新しく建てる村一座の名は長間村と叫^よび、保良村に与人・目差を配置して其の長間村を管理させる」と私は読む。

因みに、雍正元（1723）年、在番は赴任2年目の屋宜親雲上、下地頭は忠導氏9世玄邑、

砂川頭は忠導氏 8 世玄長である。在番は雍正 2 年死去。下地頭玄邑は同 2 年唐に漂着病死。砂川頭玄長は同 3 年隠居。平良頭恵治は同 7 年に隠居する。すなわち、長間村創建の雍正 3 (1725) 年には王府に長間村建を奏上した 4 人のうち 3 人は死去、あるいは隠居していたことになる。長間村の創建に立ち会えたのは平良頭恵治だけということになる。

(2) 「旧城の隣」(「旧城の下」)

王府に認可された長間村は、「雍正旧記」によれば「旧城の隣」に雍正 3 (1725) 年組み立てられた。旧城とは西銘飛鳥城(今の飛鳥御嶽)のことを指している。一方、「球陽」は「旧城の下」に設建したとする。「隣」と「下」とでは微妙に異なる。宮古の役人は創建された長間村を「隣」と表現している。生まれたばかりの村なので事実に近かろうと思う。しかし、「球陽」の編者は西銘飛鳥城のに勢力下にある地だと理解して「下」としたのであろう。「隣」とは「旧城」から最も近い地だということであろうか。「旧城」から山川の番所跡までおよそ 0.8 キロ、屋敷原の番所跡までだとおよそ 1.5 キロである。そこは「旧城の下」でもあろう。

「球陽」は尚敬 19 (1731) 年の条で、「始めて宮古の長間に与人及び目指役を置く」として、長間村設建の時の模様も次のように詳しく記述している(『球陽』読み下し編・271 頁)。

雍正乙巳の年(1725)、其の宮古島大神邑ひきいの人、72 名を将て、長間の地に移居し、以て一邑を設く。此の時、他の邑の与人・目指、其の事を兼理す。然れども大神邑の田地甚だ狭く、只海に出でて魚を漁るを恒に事業と為す。此の邑に移ると雖も、乃ち漁魚を嗜み、力を田畝でんぼに尽くさず、而して人民貧苦して、多く飲食を欠く。是に由りて題奏し、他の村の人民二百余名を将て、亦此の邑に移居し、即ち与人・目指を設置して、以て勸農整俗を為す。

大神島から人民 72 人を移住させて「旧城の下」(「旧城の隣」)に村建てした長間村ではあったが、漁魚を専業とするばかりで田畑を疎かにしたので、人民は貧しく飲食に困り果てた。それで、役人は王府に奏上して、新たに他村から 200 余人を「此の村」に移住させた。その時、保良村役人の兼任を解き、始めて与人・目差を配置し、長間村の再建を託した。

200 余人を移住させた「此の村」とは、長間の地に 72 人を移住させて創建した地の長間村と考えるのが穏当である。村立から 6 年後、保良村役人が兼務する長間村の運営に赤信号が点滅したことになる。「球陽」はその原因を大神島から移住した住民が田畑への業を疎かにしたことをあげている。長間村存立危機の要因が「球陽」の通りだとすれば、あえて村敷を

移転する、いわゆる番所を移転する必要性はないと思われる。しかも、与人・目差を配置してのことだから創建の地における長間村再建に並々ならぬ意欲が感じられる。

風土病（熱病、マラリヤ）の厳しさによる移転の要因は、長間村の伝説から引き出されたものであろう。伝説を否定するものではないが、伝説は時代とともに変容するものであることを念頭におくべきだろうと思う。

（3）長間村の伝説

1725年に創建した長間村が、村敷を移転しなければならなくなったことについて伝説は次のように伝えている。

（その1）川満恵利氏談

長間部落に伝わる伝説では、初めは山川部落附近に村立てしたという事で、この附近は土地低湿でマラリヤ地帯であり、そのために役人を初め住民も多く死亡したので、暫くして屋敷原附近に移ったということである。（『史歌集解』55頁）

（その2）下地玄信（明治43年生・長中）

友利の主は、長間の村立てにも貢献しました。最初は山川に村立てしましたが、人々が生活するのに適していなかったので、屋敷原に村を移動しました。ところが、ここも安住の地ではなかったので、再び山川に戻り、さらに現在の長間に移り住み、4回目でやっと村立てに成功しました。（『城辺町史』第5巻・95頁）

この2件の伝説によれば、長間村は山川で村建したがマラリヤ地帯のため、村敷を屋敷原に移転した。ところが、ここも居住地に不適なので、再び山川に戻り、最後は現在の長間に定住したという。すなわち、長間村は山川 → 屋敷原 → 喜屋慶あるいは、山川 → 屋敷原 → 山川 → 喜屋慶と移転したということになるだろうか。

（4）友利の主の伝説

友利の主は野原の主から長間の主になった人です。友利の主は家に居ながら下男たちの行動をすべて把握していました。また、呪いにも長けていました。友利の主は、大瀬原の西方に田んぼを持っていました。人々はそれを“友利主の田”と呼んでいました。一方では与那浜の西方に“ウプタ”（大稲田）と呼ばれる広い田んぼを持っていた、とも伝えています。

（『城辺町史』第5巻・92～98頁）

(その1)

ある時、盗人が夜中に友利の主の田んぼから稲を盗み出しました。そのことを知った友利の主は、使用人を起こして豚肉料理を作らせました。盗人は家に帰ったつもりだったが、いつの間にか主の家に稲をかついで来ました。どうやら、主は盗人に呪いをかけていたようです。主は、「君たちは夜も寝ないで、私のためによく働いてくれた。ありがとう」といって、豚肉料理をふるまい盗人をねぎらいました。

(その2)

ある時は、使用人に稲を植え付けるように指示しました。ところが、使用人はいたずらして逆さに植えました。これを知った友利の主は、「ああ、これではどうしようもない」と思い、豚肉を料理させて使用人にふるまいました。料理を食べた使用人たちは、「これは大変だ」といって、夜通し稲を植え直しました。

(その3)

ある年、宮古にネズミが異常発生し、穀物を食い荒らしました。その対策に悩んでいた友利の主は、「粟くずをこねて、小さな餅をたくさんつくるように」と下男に言いつけました。そして、人々を動員して宮古のネズミを全部平良の棧橋あたりに集めさせて、粟くず餅を海に投げ入れました。すると、ネズミは一斉に海に飛び込み、餅を食わえて来間島へ泳いで行きました。

(5) 稲村賢敷氏の考察

稲村賢敷氏は、最初(1725年)の長間村は何処に村立てされたと考えているのだろうか。『史歌集解』から見てみよう。

「友利の主が始めて長間村立をした所は屋敷原から西方で隅原、ウプタ田、又は山川附近であったということは伝説で言い伝えられている通りである。」(57頁)

「山川地方から屋敷原への村敷の移転は友利の主に依ってなされたことであろうし、この広大なる村番所跡も主がこの土地を相し此処に自ら居住して新村立の事業にあたられたものであろう」(55頁)。「雍正9年(1731年、享保16年)に長間村新開発の事業が漸く新しい段階に達して」(59頁)。

ところが「西銘飛鳥翁城」の項では、その注で次のように述べている。

「この「雍正旧記」にある長間村は、飛鳥城の隣に立てられたというから、現在の長間部

落から遙かに [2 キロ許] 西方に当たる屋敷原附近であったということが考えられます。これは又長間村の古伝にも言い伝えております。」 (128 頁)

伝説を古伝と言い換えてはいるが、長間村創建の地は、「山川地方」とも「屋敷原附近」とも述べている。この相矛盾した考えをどのように理解すればいいのだろうか。友利の主は移転した屋敷原に居住し、長間村立てに尽力したとも説いている。友利の主が長間村立てに関与していたらしいことは、友利の主の逸話からひもとかれたものである。

長間村に与人・目差が配置され独立村になったのは 1731 年のこととされる。伝説にいう山川地方から屋敷原附近に移転したときである。村の嚮役人も任命されているのに、友利の主、いわゆる友利首里大屋子が移転したとされる長間村の再建に陣頭指揮を執る必要性があったのだろうか。また、1731 年長間村新開発事業が「新しい段階に達した」という理解は、村が移転したということとは直結しにくい。むしろ最初に村建した同じ地で村の再建が推進されたと読み取れる。

島尻勝太郎氏が説くように、「首里大屋子は、蔵元に勤務し、又は与人のいない村を統理するといわれる」ので、それゆえに友利の主は「1731 年以前、1710 年代から 30 年頃に友利首里大屋子として、長間の村建に努力したものと思われる。」(『平良市史』第 8 巻・215 頁)との指摘は無視できないものである。但し、1710 年代というのは何に基づくのか知りえない。

友利の主が居住していたと強調される屋敷原は、新しい段階に入った頃、すなわち、与人・目差が配置されたので、主はこの事業から手を引いたとすれば、長間村は当初から屋敷原附近に村建したと考えるのが当を得ているように思う。

(6) 砂川明芳氏の考察

砂川明芳氏は、長間村について『宮古島郷土史考』第 7 部 (46 頁) で、一応の考えを述べている。

- ①長間村創立以前に隅原 (山川の内) に小集落があったろう。
- ②1725 年に長間村が屋敷原・大瀬原の地で創立した (与人・目差が置かれて 31 年独立) 。
- ③1782 年頃、村敷を山川に移転した。
- ④1814 年に、村敷を喜屋慶地方に移転した。

というように括めている。

①は次のように説明している。長間底とその縁辺部は仲宗根豊見親が王府から私有を認められたという。隅原山川はその土地に一番近い。隅原の北には長間大川、東には^{ウブタ}拝領地の大田

がある。大田の経営は忠導氏本宗によって代々なされていただろう。その労働力は名子という私民にたよったはずである。その私民は隅原（山川）の地に住んでいたと考えられる。「そうだとすれば、人々の心に長間での村里の発祥地として隅原・山川の地が深く印象されたとして不思議はあるまい。」

②は「雍正旧記」にある長間村と保良村および大浦村との距離を基にしている。

③の山川地方への移転は、後に紹介する「長間村の村移動願に関する口上覚」（1781年）の史料を根拠にしている。

繰り返すと、長間村は最初1725年に屋敷原・大瀬原附近に創立し、次1782年頃村敷を山川地方に移転し、最後1814年、喜屋慶地方に移転した、いうことである。

（7）洞川・山川

「雍正旧記」の長間村に「山川但洞川。堀年数不相知」と記されているので、「山川」という洞泉が長間村にはあったことがわかる。

「島出ぬあやぐ」には「長間島一つあり井ぬ水ぬゆ／潮^{うぶそ}んなり、塩水^{すみず}んなり／出でばどゆ」（長間島に一つある井戸の水の／潮になり、塩水になり／出でばぞ）という一節が語られている（「宮古島庶民史」338頁）。長間島とは長間村のことである。おそらく洞泉山川のことを謡ったものであろう。

それでは、洞泉「山川」とは何処にあるのだろうか。残念ながら、現在「山川」と呼ばれる洞泉は山川部落近在には見あたらない。

「山川」の手がかりとなる資料に「長間村の移動願に関する口上覚」という文書がある。後で触れることになる文書ではあるが、大川、山川と呼ばれる湧泉が見える。「大川、山川両所近方相成」とある。どれくらいの近傍か。「五百間程相隔用水近所ニ有之」とあるから、大川と山川の両所はおおよそ900間くらい離れていることになる。

大川は「雍正旧記」には記載されていないので、長間村のとの関係は不詳であるが、稲村氏によれば「友利の主が開削したと伝えている井戸」であるという。

大川は「ヤマガーウプカー」あるいは「ナガマウプカー」とも呼称され、山川・隅原部落の北方一周道路沿いにあり、水量豊富で長間底に流れて長間田という広い田んぼを潤していた。この長間田は友利の主の先祖にあたる仲宗根豊見親が尚真王から賜与されたと伝えられる田んぼである。そういう意味では大川の湧水は古くからつとに知られていたであろう。友利の主が開削したかどうかは別にしても、「雍正旧記」の長間村にどうして記録されなかったのだろう。

その大川からおおよそ500間（おおよそ900間）離れている洞泉は現在見あたらない。しいて



図. 長間村所在の番所跡・ウブタ田・井など

いえば大川の南方およそ 850 歩ばかりに「トーニガー」と呼ばれる場所がある。距離的にはほぼ一致する。石灰岩下から水が流れていたという。かつては洞泉でもあったのだろうか。その西側 90 歩ばかり離れて「アイヤーガー」と称される空井戸がある。上布を洗った藍屋ガーであろう。その北には番所跡と伝えられる場所がある。

大川の南方 500 歩ばかりに「マラシガー」と称される井戸がある。その背後のヤマ（森）がマラシ御嶽、その西隣が飛鳥御嶽である。井戸の側は石灰岩丘でかつて洞泉であった状況を窺わせるが、距離が近すぎるという難点がある。

残念ながら「洞泉山川」には今のところたどりつけていない。

喜屋慶地方に移転する前の長間村の範囲を地図上で示すことは今のところ出来かねるので、参考のため長間村内に所在していた番所跡、ウプタ田跡、大川（ウプカー）、西銘飛鳥城および井（カー）などのポイントを地図上に示しておいた。

3、「宮古島往復文書控」（仮称）

「宮古島往復文書控」（仮称）は『多良間村史』第 2 巻に収録されている文書で 59 件の史料が収録されている。その中に長間村移動に関する史料が 2 件ある。乾隆 46（1781）年の史料で、喜屋慶地方に最終的に移転する 33 年前の状況を記した史料である。1 件は村敷移動の請願書、もう 1 件は村敷願いの認可書である。

長間村を考える上で重要な史料である。それで全文を掲載し考察の手がかりとしたい。「球場」では採用されていない史料である。因みに与人・目差を配置されて独立村となった年は 1732 年とあるので、1731 年に認可されて翌 32 年に移転したということかも知れない。尚、本文に適宜句読点および年代を付した。また、判読不能とされる□は（2）の覚写を参照にして記した。

（1）長間村の村移動に関する口上覚

口上覚

〈此通及言上願の通、御免被仰付候趣、別紙被仰下置候〉

恐多奉存候得共申上候。長間村之儀、雍正拾子年 [1732] 新村立被仰付此程村立仕来候処、風気正(悪)敷有之秋之比は年々村中熱病ケ間敷人居□□□仕候付、乾隆拾八酉年 [1753] 村々より四拾五家内^{三百}□□五拾人余、同三拾壹戌年 [1766] 又以三拾六家内^{三百}□□人余及兩度加増百姓被

仰付候得共繁栄^{不仕人}□□□数五百人余罷居、其内七拾余歳相成候者耆人も不罷居候。右ニ付ては風氣能所へ敷替仕度百姓中申出何共難黙止、喜屋武・山川と申所致見分島々惣図 [全図] 并兩所之絵図去々年 [1799] 上国之砌持登、久米村赤嶺親雲上頼上口上書を以委曲申上絵図懸御目候処、山川村敷場所能有之由被仰聞候。依之御訟申上候は山川之儀杣山土手内ニて御座候間、何卒御見分之上御問合被仰上敷替御免仰付被下度奉願候。御座候ハ、用水之儀も当分水露(路)相用得候得共、大川・山川兩所近方相成便能有之作場ニ付ても支候儀無御座候間、此旨可然様御取成頼上候。以上

丑三月 長浜目差
下地筑登之 長間与人

右之通申出有之見分仕候処、当村敷之儀風氣悪敷人居不致繁栄、山川と申所は五百間程相隔用水近所ニ有之村敷相応之所と見及申候。杣山土手内ニて候得共、用木無之明間之所ニ御座候間、申出之通仰付度奉存候。左様御座候ハ、時節見合引移可申候。此段御問合申上候。

以上

丑四月十八日 下地親雲上 平良親雲上
在番筆者
砂川親雲上 翁長里之子親雲上
在番
平良親雲上

御物奉行所

長間村敷替えの嘆願が噺役人から蔵元へ提出されると、在番、三頭は連名で御物奉行所に請願した。在番平良親雲上の滞在から乾隆 46 丑 (1781) 年の文書であることがわかる。すなわち、与人・目差が配置された 1731 年から 50 年後の長間村の状況が反映されている文書である。

風土病 (熱病・マラリヤ) が激しく村の繁栄は困難を極め、百姓の声は無視出来ないので村の移動を願い出ている。どのような村の状況なのか。

1732 年、200 余人を移住させて長間村を新しく村立てしている。21 年後の 53 年には 45 戸 350 余人を移住させている。また、66 年にも 36 戸 300 余人を移住させている。1781 年現在では 500 人余しか居住していない。しかも 70 余歳の人はいないという。

この 50 年で 850 人余が長間村に移住させられたことになる。350 人余が風土病などで斃れたとみられる。およそ 4 割の住民が亡くなったことになる。この事態は、長間村の住民にとっては切実な問題であったと思われる。それで、1799 年、移転候補地の「喜屋武」と「山川」の図面を携えて上国、久米村の赤嶺親雲上に委細を説明し打診したところ、「山川」がよろ

しかろうとの判断が下されたので、1781年、在番・3頭は連署で長間村敷の山川移転を王府に請願した。

(2) 長間村移動許可の覚写

覚写

宮古島長間村之儀、雍正拾子年〔1732〕新村相建候処、風気悪敷秋之比^{ころ}は村中熱病ケ間敷人居繁榮不仕候付、乾隆拾八酉年〔1753〕人数三百五拾人余、同三拾壹戌年〔1766〕三百人余及兩度ニ村々より致人配候得共繁榮不仕当分現人数五百人余罷居其内七拾余歳之者ハ耆人も不罷居右ニ付ては風気能所へ敷替仕度百姓中願出候付、喜屋武・山川と申所宜ク相見得候付、絵図相調久米村阿賀嶺〔赤嶺〕親雲上へ見せ申候処、山川場所宜ク有之由承候。右山川之儀杣山土手内ニて候得共用木無之明間之所尤用水も近所ニ有之作場之便等宜御座候間、何卒山川へ敷替被仰付被下度旨長間村噺役人書付ニ在番頭次書を以申越候趣有之候間、願之通被仰付被下度奉存候事

以上

十月二日

右之通相済候間致間合候以上

十月二日

伊野波親雲上

御物奉行所

長間村の移動願いは4月蔵元から王府に提出されている。王府では長間村の状況に鑑み、願い通り山川への移転を認可している。10月のことである。文書の経緯からして丑年10月は、1781年10月と考えられる。6か月という短期間で王府の認可が下されたことを考えれば、長間村敷の移転はさしせまった問題であったことがうかがえる。いずれにしても、王府の認可を反古にすることが出来ないのであれば「時節見合引移」たことが考えられる。山川部落に伝えられる番所跡は、この移転に際してこのとき設置された番所であった可能性も視野に入れるべきであろう。

この山川の地は、「杣山土手内」（山林の内側）ではあるが、まだ用木は植えられておらず明間^{あきま}（手つかずの地）になっている。この杣山とは屋敷原と山川を隔ている丘陵のことであろう。山川の地内にある大川、山川の泉は近方にあり、前の村敷が水路に頼っていたのに比べれば用水の便もある。作場（田畑）に支障をきたすことはない。

長間村は最初（1725年）山川の地に建てられたとする伝説の再考も必要ではないのだろう

か。それは、「山川附近は土地低湿でマラリヤ地帯」であったことから村を屋敷原附近に移転したことになっているのに、再びマラリヤ地帯の山川地域に移転を請願することは一般的に考えられないからである。しかも長間村創建から 50 数年しか経っていない。風土病の悲惨さは伝えられていたと思われる。

4、喜屋慶地方に移転

尚瀬 9 (1812) 年の条に「本年、宮古島長間村、籍を喜屋慶地方に移すを准す」の記事が次のように記されている。

宮古島長間村は、曾て経に嘸役稟請して籍を今村に移す。但水土好からざるに因りて熱病に染む者多し。是れに由りて居民漸少し、以て村を立て難し。請う、改めて村籍を喜屋慶地方に移すを准せ等の由、百姓僉呈して前み来り、諸役等該地の耕種用水の便有り、並びに今村の比すべきに非ざるを相見して、籍を喜屋慶地方に移すを請求す等の由、在番・頭目稟報す。随即准す。

この「球陽」の記事と 1781 年の村移動願いの「口上覚」とは共通性が見られる。①熱病による住民の減少、②百姓の訴え、③耕種用水の便有り、④在番・頭連署の請願である。ここでいう「今村」とは屋敷原附近を指しているのか、それとも山川附近を指しているのか。これについては後述する。

「宮古島在番記」には長間村は「嘉慶 19 戊 (1814) 年 8 月キヤケへ村越候事」と記されているので、王府の認可から 2 年後に村敷を移転したことになる。以後、この喜屋慶地方を中心に長間村は発展していくことになる。

5、「球陽」の長間村

「球陽」は長間村に関して、3 件の記事を収録している。長間村を考える上で見逃すことのできない資料を内包している。(1) は尚敬 13 (1725) 年「宮古山に長間村を設建す」。(2) は尚敬 19 (1731) 年「始めて宮古の長間に与人及び目指役を置く」。(3) は尚瀬 9 (1812) 年「本年、宮古島長間村、籍を喜屋慶地方に移すを准す」の 3 件である。1781 年の「口上覚」と合わせて考察してみたい。

(1) と (2) は「球陽」初回の編集 (1743~45 年) で収録された記事で、(3) はその後

に系図座で仕次された記事である。

(1) は王府に提出された「雍正旧記」(1727年)を基に編集された記事であることは明らかである。冒頭、西銘間切の飛鳥城の由来が長々と述べられている。そして「旧城の下」(旧記は「旧城の隣」)に王命を請うて1725年長間村を設建したという史実を記している。旧城とは西銘飛鳥城のことと見なされる。

(2) は長間村建てのため移住させた大神村の人々72人は漁魚にのみ従事し、田畑を疎かにしたので村が立ちゆかなくなった。それで新たに他の村から200余人を移住させて、与人・目指を配置して農業を勧め習俗を整えたという。

大神村の72人は「此の村」に移住させた。他の村(久松、狩俣、東川根。『史歌集解』54頁)から200余人を移住させた村も「此の村」である。「此の村」とは長間村のことで(1)と同じ場所にあったと見るのが穏当である。友利の主が長間村建てに係わったのは1731年以前とする見解、あるいは主の伝説は屋敷原附近にある、ことなどを考慮すれば、屋敷原附近に長間村は始まったと見ることもできよう。

ところが伝説によれば、山川附近の風土病(熱病・マラリヤ)を避けて屋敷原附近に移転したと伝えている。この伝説が長間村の基底にあり重くのしかかっている。しかし、「球陽」の記事を見る限り(1)と(2)の村は同じ場所に建つと捉えることができ、(1)から(2)に移転したとは考えにくい。伝説の検討を視野にいれて考察したいものである。

結論を先送りして(3)を見てみよう。

(3) は、長間村はかつて既に噺役(与人・目差)が請願して村籍を「今村」に移したという。(前頁4)「かつて」とは何時のことをいっているのか。「今の村」とはどこから村敷を移転した長間村のことをいっているのか。この場合、「前の村」、「今の村」、「後の村」というように時系列に並べることができる。「後の村」は当然喜屋慶地方に移転した長間村である。

「今の村」は風土がよくないので熱病いわゆる風土病に罹る者が多く住民が減少、村を維持するのが難しく、百姓はそろって村敷の移転を村番所に訴えた。それで、在番・頭は喜屋慶地方への移転を王府に請願して1812年に認可された。

さて、「今の村」の番所は何処にあったと見るべきか。

伝説を補完した資料と見ることであれば、「今の村」の番所は屋敷原附近にあったことになる。しかし、与人・目差を配置し長間村を再建する背景に、村敷を移転するほどの風土病(熱病・マラリヤ)の問題が介在していたとは資料からは読み取れない。「球陽」は、大神村から移住させた人々が田畑の業を疎かにしたので、長間村は立ちゆかなくなったと述べている。

1781年「口上覚」の長間村は、他の村から200人余を移住させて、始めて与人・目差が配置された村の状況を説明していると理解されるので、番所はおよそ半世紀余も同じ場所にあったことになる。

その状況とは、熱病やマラリヤなどの風土病のため人口が減少したので、350人余、次いで300人余を2度にわたり移住させたが一向に好転しない。それで百姓はそろって村敷の移転を番所に訴えた。役人も百姓の訴えを無視することができず蔵元に請願書を提出した。王府は請願通り山川に移転することを1781年認可した。

すなわち「かつて」とはこの山川地方に移転したことを指していることと思われるので、「前の村」とは屋敷原附近にあった長間村と見ることができる。

「球陽」が述べる「今の村」の状況は、この「口上覚」の内容と相似している。2度にわたり熱病などの風土病に村の維持が危機にさらされたことになる。すなわち、2度村敷を移転したと見られる。喜屋慶地方に移転する前の山川地方から、山川地方に移転する前の屋敷原地方からの2度である。このことは(2)の村敷から山川地方へ村敷を移転したことを物語っている。「球陽」と「口上覚」の資料を重ね合わせると「今の村」は山川附近にあったと考えるのが無理がないと思われる。

おわりに

資料が伝えている長間村は、1725年屋敷原附近に村建てしたと見られ、1731年与人・目差を配置して独立村となる。屋敷原附近は風土が悪く、熱病などの風土病に悩まされた。それで1781年村敷を山川地方に移転することを認可された。しかし、ここでも同じように風土病に悩まされ、1812年喜屋慶地方への村敷を認可され2年後の1814年移転した。この長間村の村敷移転の流れはすでに砂川明芳氏が提起したことを追認したにすぎない。

一方、長間村に伝わる伝説は、最初山川地方に村建てして、風土病のため村敷を屋敷原附近に移転、最後は喜屋慶地方に移転したということである。

資料と伝説とでは最初どこに村建てをしたのかで相違が見られる。しかし、「雍正旧記」は「旧城の隣」に村建てしたと述べているので伝説の通り山川地域であると強調される。伝えられる山川の番所跡と屋敷原の番所跡は、丘陵を挟んで700mばかり離れている。「球陽」は微妙な言いまわしで「旧城の下」と表現している。

もとより伝説を無視する訳ではないが、どうしてこのような伝説が伝えられたかということを考えて見る必要があるように思える。また、伝説の山川と「口上覚」の山川は別の地域

だと考えられるのだろうか。

忘れてならないのは、「雍正旧記」に記された長間村の位置である。「宿次」というから番所から番所までの距離である。長間村の番所は保良村から 8.092 キロ、大浦村から 11.648 キロの距離に位置することである。但し、大浦村から 9.464 キロという考えもある（『史歌集解』の口語訳を基にする。128 頁）。この接点が山川附近に当たるか、屋敷原附近に当たるかにかかっている。「雍正旧記」はこの距離をどのようにして導きだしたのだろうか。どのような道程（みちのり）であったかである。この検証が求められる。

最後に、島尻勝太郎氏は「おやけやの大主」（『平良市史』第 8 巻・213～215 頁）の項で、長真氏砂川の頭の屋号が「長間立」であることから、「1632 年から 1642 年の間に長間の村立がなされたと考えられる」と提起しているが、資料不足のため課題として先送りする。

[参考文献]

- (1) 稲村賢敷『宮古島旧記並史歌集解』（至言社・1977 年、初版 1962 年）の「宮古旧記の著者忠導氏おやけ屋の大主伝」
- (2) 稲村賢敷『宮古島庶民史』（三一書房・1972 年、初版 1957 年）の「第三章封建制下の宮古島社会 四、島内産業の発達 荒地の開墾と新村立て」
- (3) 砂川明芳『宮古島郷土史考』第 7 部（宮古印刷・1993 年）の「第三章天馬空を行く（その二）長間村創立の地一出会い」
- (4) 『平良市史』第 3 巻資料編 1（前近代）平良市役所（サン印刷・1981 年）の「雍正旧記」、「宮古島記事仕次」、「白川氏系図家譜正統」
- (5) 『平良市史』第 8 巻資料編 6（考古・人物・補遺）平良市教育委員会（文進印刷・1988 年）の「おやけやの大主」（島尻勝太郎）
- (6) 『城辺町史』第 5 巻民話編（城野印刷・1990 年）の第一篇
- (7) 『多良間村史』第二巻資料編 1（王国時代の記録）（南西印刷・1986 年）の「第六章多良間古文書の世界 六宮古島往復文書控」
- (8) 『琉球史料叢書』第二巻（井上書房・1962 年）の「琉球国由来記解説 伊波普猷」
- (9) 沖縄文化史料集成 5『球陽』読み下し編（角川書店・1974）の「789・942・1569 項」

